

ふ じ ほくろくしやう しゃそうだんしえん じゆうようじこうせつめいしよ
「富士北麓障がい者相談支援センターありんこ」重要事項説明書

ほんじゆうようじこうせつめいしよ しゃかいふくしほうだい76じよう もとづき じぎょうしよ がいよう ていきよう
本重要事項説明書は、社会福祉法第76条に基づき、事業所の概要や提供される
そうだんしえん ないよう けいやくじようごちゆうい せつめい
相談支援の内容、契約上ご注意くださいを説明するものです。

つぎ そうだんしえんじぎょう せつめい
次の相談支援事業について説明します。

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> していちいきいこうしえん
指定地域移行支援 | <input type="checkbox"/> していちいきていちゃくしえん
指定地域定着支援 |
| <input type="checkbox"/> していけいかくそうだんしえん
指定計画相談支援 | <input type="checkbox"/> していしょうがいじそうだんしえん
指定障害児相談支援 |

もくじ
◆◆目次◆◆

- | | |
|--|---|
| 1. じぎょうしや
事業者 | 11. りようりょうきん
利用料金 |
| 2. じぎょうしよ がいよう
事業所の概要 | 12. じ こ ぼ っ せ い じ たい お う
事故発生時の対応 |
| 3. じぎょうじっしちいき
事業実施地域 | 13. く じ ょう う ま だ ぐ ち
苦情を受けつけるための窓口 |
| 4. えいぎょうじかん
営業時間 | 14. ぎ ゃ く たい ぼ う し そ ち
虐待の防止のための措置 |
| 5. しょくいん たいせい
職員の体制 | 15. てい き ょう き ろ く
サービスの提供の記録 |
| 6. しょくいん しょくむないよう
職員の職務内容 | |
| 7. しゅ たい しょう しょう しょう しょう しょう
主たる対象者 | |
| 8. していちいきいこうしえん ていきようほうほう ないよう
指定地域移行支援の提供方法および内容 | |
| 9. していちいきていちゃくしえん ていきようほうほう ないよう
指定地域定着支援の提供方法および内容 | |
| 10. していけいかくそうだんしえん ていきようほうほう ないよう
指定計画相談支援の提供方法および内容 | |

しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人ありんこ
ふ じ ほくろくしやう しゃそうだんしえん
富士北麓障がい者相談支援センターありんこ

- | | |
|-------------------------------|---|
| していけいかくそうだんしえん
指定計画相談支援 | : 平成24年4月1日 富士吉田市指定
(指定番号第2378200030号) |
| していしょうがいじそうだんしえん
指定障害児相談支援 | : 平成24年4月1日 富士吉田市指定
(指定番号第2378200030号) |
| していちいきいこうしえん
指定地域移行支援 | : 平成25年4月1日 山梨県指定 |
| していちいきていちゃくしえん
指定地域定着支援 | : 平成25年4月1日 山梨県指定
(指定番号第2338200062号) |

じぎょうしゃ
1. 事業者

めい 名	しょう 称	しゃかいふくしほうじん 社会福祉法人 ありんこ
しよざいち 所在地		やまなしけんふじよしだしおおあすみ 山梨県富士吉田市大明見1丁目13番28号
でんわばんごう 電話番号		0555-22-7217
だいひょうしゃしめい 代表者氏名		りぢちょう わたなべ ひでき 理事長 渡邊 秀樹
せつりつねんがっぴ 設立年月日		平成13年10月26日

じぎょうしょがいよう
2. 事業所の概要

じぎょうしょ 事業所の種類		指定計画相談支援事業所 平成24年4月1日指定 富士吉田市 1931200354 指定障害児相談支援事業所 平成24年4月1日指定 富士吉田市 1971200322 指定地域移行支援事業所 平成25年4月1日指定 山梨県 1931200354 指定地域定着支援事業所 平成25年4月1日指定 山梨県 1931200354
じぎょう 事業の目的		りようしゃ ちいき じりつ にちじょうせいかつ また しゃかいせいかつ いとな 1. 利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよ う、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、 していちいきいこうしえん していちいきていちゃくしえん していけいかくそうだんしえん していしょうがいじそうだんしえん 指定地域移行支援・指定地域定着支援・指定計画相談支援・指定障害児相談支援 りようしゃ いこう てきせい しょう とくせい た じじょう おう てきせつ こうかてき おこな を利用者の意向、適正、障がいの特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行う よう努めます。
うんえい 運営方針		りようしゃ いし じんかく そんちょう つね りようしゃ たちば た してい ちいき いこう 2. 利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立った指定地域移行 しえん してい ちいき ていちゃくしえん していけいかくそうだんしえん していしょうがいじそうだんしえん ていきよう 支援・指定地域定着支援・指定計画相談支援・指定障害児相談支援の提供に つと 努めます。
		みづか ていきよう していちいきいこうしえん していちいきていちゃくしえん していけいかくそうだん 3. 自らその提供する指定地域移行支援・指定地域定着支援・指定計画相談 しえん していしょうがいじそうだんしえん ひょうか おこな つね かいぜん はか 支援・指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。
		かんけいほうれいとう じゆんしゆ 4. 関係法令等を遵守します。
じぎょうしょ 事業所の名称	めいしょう 名称	ふじほくろくしょう しゃそうだんしえん 富士北麓障がい者相談支援センターありんこ
じぎょうしょ 事業所の所在地	しよざいち 所在地	やまなしけんふじよしだししんにしほら 山梨県富士吉田市新西原3丁目4番地20
でんわばんごう 電話番号		0555-30-0505
かんりしゃしめい 管理者氏名		かくはり ひろかず 角張 洋和 (専任・兼任)
かいせつ 開設年月	ねんげつ 年月	平成23年4月1日

じぎょうじっしちいき
3. 事業実施地域

やまなしけん ふ じ ほうくろくちいき ふ じ よし だし ふ じ が わくちこまち にしかつらちよう おしのむら やまなかこむら なるさわむら
山梨県富士北麓地域 (富士吉田市・富士河口湖町・西桂町・忍野村・山中湖村・鳴沢村)
た きんりん しちようそん そうだん かぎ
その他 近隣市町村 相談によってはこの限りではない

えいぎょうじかん
4. 営業時間

えい ぎょう び 日	げつようび きんようび 月曜日から金曜日までです。 ただし、 <small>のぞ</small> 国民の祝日、12月28日～1月3日を除く。
う け っ け じ かん 受 付 時 間	げつ きん 8時30分～17時30分 (緊急時を除く) 月～金
ていきょう じかんだい サービス 提供 時間帯	げつ きん 8時30分～17時30分 (緊急時を除く) 月～金

しよくいん たいせい
5. 職員の体制

おも しよくいん はいちじょうきよう しよくいん はいち していきじゆん じゆんしゆ
〈主な職員の配置状況〉 ※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

しよく 職	しゆ 種	にん ずう 人数	きん む けい たい 勤務 形態
かんりしや		1名	ひじょうきんけんむ 非常勤兼務
そうだんしえんせんもんいん		3名	常勤専従 1 非常勤専従 1 非常勤兼務 1
ちいきいこうしえん ちいきていやくしえん たんとうしや		3名	常勤専従 1 非常勤専従 1 非常勤兼務 1

しよくいん しよくむないよう
6. 職員の職務内容

しよく 職	しゆ 種	しよくむないよう 職務内容
かんりしや	管理者	じゆうぎようしや かんり していちいきそうだんしえん していけいかくそうだんしえん していしょうがいじそうだん 従業者の管理、指定地域相談支援・指定計画相談支援・指定障害児相談 しえん りよう もうしこ かかわ ちょうせい ぎょうむ じっしじょうきよう はあく た かんり 支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を いちげんてき おこな じゆうぎようしや かんけいほうれいとう きてい じゆんしゆ 一元的に行います。また、従業者に関係法令等の規定を遵守させるため ひつよう し きめいれい おこな 必要な指揮命令を行います。
そうだんしえんせんもんいん	相談支援専門員	た じゆうぎようしや たい ぎじゆつてきしどうおよ じよげん おこな みずか その他の従業者に対する技術的指導および助言を行います。また、自ら していちいきいこうしえん していちいきていやくしえん していけいかくそうだんしえん していしょうがいじ も、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援、指定障害児 そうだんしえん ぎょうむ おこな 相談支援の業務を行います。

<small>しよく</small> 職	<small>しよくむないよう</small> 職務内容
<small>そうだんしえんいん</small> 相談支援員	<small>していちいきいこうしえん</small> <small>していちいきていちゃくしえん</small> <small>していけいかくそうだんしえん</small> <small>していしょうがいじそうだん</small> 指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援、指定障害児相談 <small>しえん</small> <small>ぎょうむ</small> <small>そうだんしえんせんもんいん</small> <small>おこな</small> 支援の業務を相談支援専門員とともにを行います。
<small>ちいきいこうしえん</small> <small>ちいき</small> 地域移行支援・地域 <small>ていちゃくしえん</small> <small>たんと</small> 定着支援を担当す <small>もの</small> る者	<small>ちいきいこうしえん</small> <small>めんせつ</small> <small>しょう</small> <small>しやしえんしせつ</small> <small>せいしんびょういん</small> 地域移行支援にともなう面接および障がい者支援施設・精神病院からの <small>がいしゆつ</small> <small>どうこうしえん</small> <small>おこな</small> <small>たいけんりよう</small> <small>たいけんしゆくはく</small> <small>しえん</small> <small>おこな</small> 外出への同行支援を行います。また、体験利用・体験宿泊の支援を行 います。 <small>ちいきていちゃくしえん</small> <small>めんせつ</small> <small>にちじょうせいかつぜんばん</small> <small>じょうきょうとう</small> <small>かくにん</small> 地域定着支援にともなう面接および日常生活全般の状況等の確認を <small>おこな</small> 行います。

7. 主たる対象者

さだ
定めなし

8. 指定地域移行支援の提供方法および内容

(1) 地域移行支援計画を作成します。

けいかくさくせい なが
【計画作成までの流れ】

りようしゃ めんせつ りようしゃ しんしん じょうきょう おかれて かんきょう および にちじょうせいかつぜんばん
 利用者に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境および日常生活全般の
じょうきょうとう かくにん うえ りようしゃ きぼう せいかつ かだいとう はあく おこな りようしゃ
 状況等を確認します。その上で、利用者の希望する生活や課題等の把握を行い、利用者が
じりつ にちじょうせいかつ いとな てきせつ しえんないよう けんとう
 自立した日常生活を営むことができるよう、適切な支援内容を検討します。

しえんないようけんけんとうけつか もと りようしゃおよ かぞく せいかつ たいする いこう そうごうてき しえん ほうしん
 支援内容の検討結果を基に、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、
せいかつぜんばん しつ こうじょう かだい ちいきいこうしえん もくひょうおよ たっせい じきとう きさい
 生活全般の質を向上させるための課題、地域移行支援の目標およびその達成時期等を記載
ちいきいこうしえんけいかく げんあん さくせい
 した地域移行支援計画の原案を作成します。

しょうがいしやしえんしせつしんせいしんかびょういんとう たんとうしゃとう しょうしゅう ちいきいこうしえんけいかく さくせい
 障害者支援施設や精神科病院等における担当者等を招集して地域移行支援計画の作成に
かかわ かいぎ かいさい ちいきいこうしえんけいかく げんあん ないよう いけん もと
 係る会議を開催し、地域移行支援計画の原案の内容について意見を求めます。

ちいきいこうしえんけいかく げんあん ないよう りようしゃ また かぞく たい せつめい ぶんしょ
 地域移行支援計画の原案の内容について利用者またはその家族に対して説明し、文書により
りようしゃ どうい え うえ ちいきいこうしえんけいかく りようしゃ こうふ
 利用者の同意を得た上で、地域移行支援計画を利用者に交付します。

ちいきこうしえんけいかくもと つぎ ていきよう
 (2) 地域移行支援計画を基に、次のサービスを提供します。

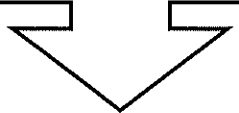
<p>そうだんおよ えんじよ 相談および援助</p>	<p>りようしゃ めんせつ しんしん じようきようとう かくにん うえ りようしゃ ちいき 利用者と面接し、心身の状況等を確認した上で、利用者が地域にお ける生活に移行するための活動に関する相談に適切に応じるととも に、障害者支援施設や精神科病院からの外出に同行し、必要な支援 を行います。 ※面接または同行による支援は、概ね1週間に1回行うものとし、 少なくとも、1ヶ月に2回行います。</p>
<p>しょうがい ふくし 障害福祉サービス 事業の体験的な利用</p>	<p>りようしゃ しんしん じようきようとう おう ちいき せいかつ いこう 利用者の心身の状況等に応じて、地域における生活に移行するため の障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援または 就労継続支援）の体験的な利用を行います。</p>
<p>ひとり く む 一人暮らしに向けた 体験的な宿泊</p>	<p>りようしゃ しんしん じようきようとう おう りようしゃ じようじ れんらくたいせい かくほ 利用者の心身の状況等に応じて、利用者との常時の連絡体制を確保 しつつ、地域における生活に移行するための単身での生活に向けた 体験的な宿泊を行います。</p>

していちいきていちやくしえん ていきようほうほう ないよう
 9. 指定地域定着支援の提供方法および内容

ちいきていちやくしえんだいちよう さくせい
 (1) 地域定着支援台帳を作成します。

だいちようさくせい なが
 【台帳 作成までの流れ】

りようしゃ めんせつ りようしゃ しんしん じようきよう お かんきようおよ にちじようせいかつぜんぱん
 利用者に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の
 じようきようとう かくにん うえ りようしゃ ちいき にちじようせいかつ いとな うえ かだいとう
 状況等を確認します。その上で、利用者が地域において日常生活を営む上での課題等の
 はあく おこな しょうがい とくせい きいん しょう きんきゆう じたいとう そうだん た しえん てきせつ おこな
 把握を行い、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の支援を適切に行い
 備えます。



しえんないよう けんとうけつか もと りようしゃ しんしん じようきよう お かんきよう きんきゆう じ
 支援内容の検討結果を基に、利用者の心身の状況、その置かれている環境、緊急時に
 ひつよう かぞく りようしゃ りよう していしょうがいふくし じぎょうしょなど いりようきかんと
 いて必要となる家族、利用者が利用する指定障害福祉サービス事業所等、医療機関等の
 かんけいきかん れんらくさき た りようしゃ かん じようほう きさい ちいきていちやくしえん だいちよう さくせい
 関係機関の連絡先その他の利用者に関する情報を記載した地域定着支援の台帳を作成し
 ます。

ちいきていちゃくしえんだいちよう もと つぎ ていきよう
 (2) 地域定着支援台帳を基に、次のサービスを提供します。

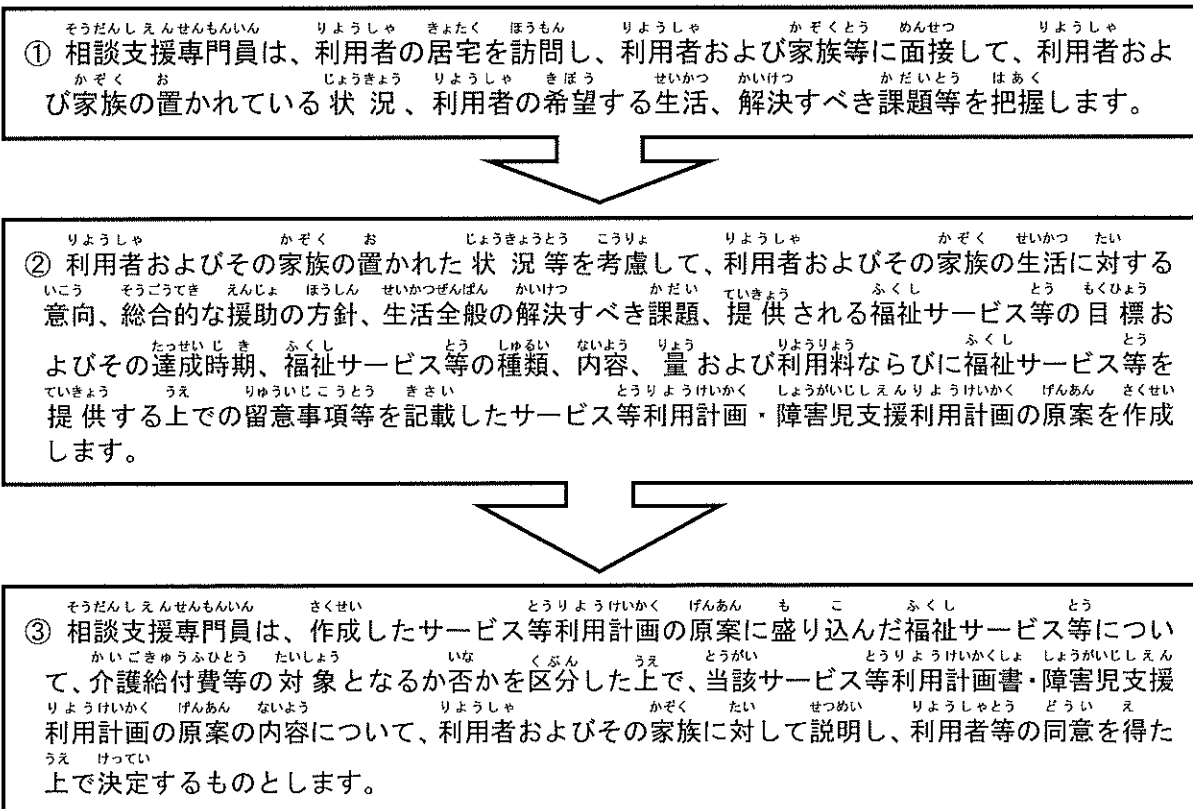
<p>じようじ れんらくたいせい 常時の連絡体制の かくほう 確保等</p>	<p>りようしゃ しんしん じようきようおよ しょうがい とくせいとう おう てきせつ ほうほう 利用者の心身の状況及び障害の特性等に応じ、適切な方法により、 りようしゃ じようじ れんらくたいせい かくほ りようしゃ きょたく ほうもんとう 利用者との常時の連絡体制を確保します。また、利用者の居宅への訪問等 おこな りようしゃ じようきよう はあく を行い、利用者の状況を把握します。</p>
<p>きんきゆう じたい 緊急の事態への たいしやう 対処等</p>	<p>きんきゆう じたい しょう ばあい すみ りようしゃ きょたく ほうもんとう 緊急の事態が生じた場合には、速やかに利用者の居宅への訪問等による じようきようはあく おこな りようしゃ かぞく りようしゃ りよう しょうがいふくし 状況把握を行い、利用者の家族、利用者の利用する障害福祉サービス じぎょうしゃなど た かんけいきかん れんらくちようせい きんきゆう ばあい いちじてき 事業者等その他の関係機関との連絡調整、緊急の場合における一時的 たいざい しえんとう そち こう な滞在による支援等の措置を講じます。</p>

していけいかくそうだんしえん ていきようほうほう ないよう
 10. 指定計画相談支援の提供方法および内容

とうりようけいかく しょうがいじしえんりようけいかく さくせい
 (1) サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成します。

りようしゃ かてい ほうもん りようしゃ しんしんじようきよう お かんきやうとう はあく うえ
 利用者のご家庭を訪問して、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、
 てきせつ ほけん いりやう ふくし しゆらうしえん きやういくとう いか ふくし とう
 適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下、「福祉サービス等」という）が、
 そうごうてき こうりつてき ていきよう はいりよ とうりようけいかく しょうがいじしえんりようけいかく さくせい
 総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成
 します。

とうりようけいかく しょうがいじしえんりようけいかく さくせい なが
 【サービス等利用計画・障害児支援利用計画の作成の流れ】



(2) サービス等利用計画・障害児支援利用計画を基に、次のサービスを提供します。

<p>相談 および援助</p>	<p>・利用者^{りようしゃ}に面接^{めんせつ}し、利用者^{りようしゃ}の心身^{しんしん}の状況^{じょうきょう}等^{とう}を確認^{かくにん}した上で、計画^{けいかく}の目標^{もくひょう}に沿^そってサービスが提供^{ていきょう}されるよう、福祉^{ふくし}サービス等^{とう}の事業^{じぎょう}所等^{じょう}との連絡^{れんらく}調整^{ちようせい}を行います。</p> <p>・福祉^{ふくし}サービス等^{とう}の実施^{じっし}状況^{じょうきょう}や利用者^{りようしゃ}の状況^{じょうきょう}について定期的^{ていきてき}に再評価^{さいひやうか}（モニタリング^{ほうこくしょ}報告書^{けいぞく}・継続^{とうりようけいかく}サービス等^{とうりようけいかく}利用^{とうりようけいかく}計画^{とうりようけいかく}）をおこな^{おこな}い、サービス等^{とうりようけいかく}利用^{とうりようけいかく}計画^{とうりようけいかく}・障害^{しょうがい}児^に支援^{しえん}利用^{りようけいかく}計画^{りようけいかく}の変更^{へんこう}、支給^{しきゅう}決定^{けつてい}の更新^{こうしん}等^{とう}に必要な^{ひつよう}援助^{えんじょ}を行います。</p> <p>※ 継続^{けいぞく}サービス等^{とうりようしえん}利用^{しきゅう}支援^{じゆきゅう}（モニタリング^{めいき}）については、受給^{じゆきゅう}者^{しや}証^{あかし}に明記^{めいき}されている^{きかん}期間^{きかん}とする。</p> <p>・利用者^{りようしゃ}がサービス等^{とうりようけいかく}利用^{しょうがい}計画^{しえん}・障害^{しょうがい}児^に支援^{しえん}利用^{りようけいかく}計画^{りようけいかく}の変更^{へんこう}を希望^{きぼう}した場合^{ばあい}、または事業^{じぎょう}者^{しや}がサービス等^{とうりようけいかく}利用^{しょうがい}計画^{しえん}・障害^{しょうがい}児^に支援^{しえん}利用^{りようけいかく}計画^{りようけいかく}の変更^{へんこう}を必要^{ひつよう}と判断^{はんだん}した場合は、事業^{じぎょう}所^{しよ}と利用者^{りようしゃ}双方^{そうほう}の合意^{ごうい}に基づ^{もと}き、サービス等^{とうりようけいかく}利用^{しょうがい}計画^{しえん}・障害^{しょうがい}児^に支援^{しえん}利用^{りようけいかく}計画^{りようけいかく}の変更^{へんこう}を行います。</p> <p>・利用者^{りようしゃ}が居宅^{きたく}において日常生活^{にちじようせいかつ}を営^{いと}むことが困難^{こんなん}となった^{みとめ}と認め^られる場合^{ばあい}または利用者^{りようしゃ}が障害^{しょうがい}者^{しや}支援^{しえん}施設^{しせつ}等^{とう}への入院^{にゅういん}または入所^{にゅうしょ}を希望^{きぼう}する場合は、障害^{しょうがい}者^{しや}支援^{しえん}施設^{しせつ}等^{とう}への紹介^{しょうかい}その他の便宜^{たべんぎ}の提供^{ていきょう}を行います。</p>
---------------------	---

1.1. 利用料金

<p>相談支援利用料</p>	<p>厚生労働大臣^{こうせいろうどうだいじん}が定める^{さだ}基準^{きじゆん}額^{がく}を支給^{しきゅう}決定^{けつてい}市町村^{いしちやうそん}より代理^{だいいり}受領^{じゆりやう}します。なお、代理^{だいいり}受領^{じゆりやう}した利用^{りよう}料^{りやう}の額^{がく}については、利用者^{りようしゃ}に通知^{つうち}します。</p>
<p>交通費</p>	<p>利用者^{りようしゃ}の希望^{きぼう}により、通常^{つうじよう}の事業^{じぎょう}の実施^{じっし}地域^{ちいき}以外^{きたく}の地域^{ほうもん}の居宅^{きたく}を訪問^{ほうもん}していただき^きます。指定^{じっぴ}地域^{きたく}相談^{さうだん}支援^{しえん}を提供^{ていきょう}した際^{さい}には、その実費^{じつひ}をいただき^きます。</p>
<p>支払方法</p>	<p>交通^{こうつう}費^ひおよびその他^たの費用^{ひやう}の支払^{しはら}いは、1ヶ月^{かげつ}ごとに計算^{けいさん}し、翌月^{よくげつ}10日^{にち}までに請求^{せいきゅう}しますので、所定^{しよてい}の期日^{きじつ}までに現金^{げんきん}または振込^{ふりこみ}でお支払^{しはら}いください。</p>

1.2. 事故発生時の対応

サービス提供^{ていきょう}時に利用者^{りようしゃ}の容態^{ようたい}に急変^{きゅうへん}があった場合は、主治^{ばあい}医^いに連絡^{れんらく}する等^な必要な^な処置^{しよち}を講^{こう}じるほか、下記^{かき}のご家族^{かぞく}等^{とう}へ速^{すみ}やかにご連絡^{れんらく}いたします。

しゅじい
【主治医】

いりょうきかんめい 医療機関名	
しょざいち 所在地	
でんわばんごう 電話番号	
しゅじいしめい 主治医氏名	

きんきゅうれんらくさき
【緊急連絡先】

しめい 氏名	
じゅうしょ 住所	
でんわばんごう 電話番号	
ぞくがら 続柄	

くじょう う つ まどぐち
13. 苦情を受け付けるための窓口

ほんじぎょうしょ くじょうまどぐち
【本事業所の苦情窓口】

まどぐちたんとうしゃ 窓口担当者	そうだんしえんせんもんいん わたなべ みちこ 相談支援専門員 渡邊 倫子
くじょうかいけつせきにしや 苦情解決責任者	かんりしや かくはり ひろかず 管理者 角張 洋和
うけつけび 受付日	げつようび きんようび 月曜日から金曜日までです。 ただし、こくみん しゅくじつ がつ にち がつ にち のぞ ただし、国民の祝日、12月28日～1月3日を除きます。
うけつけじかん 受付時間	ごぜん じ ぶん ごご じ ぶん 午前8時30分から午後5時30分までです。
でんわばんごう 電話番号	0555-30-0505
F A X ばんごう FAX番号	0555-30-0506
E - m a i l	arinko_5656@yahoo.ne.jp

だいさんしゃいん
【第三者委員】

しめい 氏名	おおもり ふみこ 大森 文子	でんわばんごう 電話番号	0555-84-3103
しめい 氏名	かつまた くみこ 勝俣 久美子	でんわばんごう 電話番号	0555-23-2611

ほんじぎょうしょ かいけつ くじょう ぎやくたいとう そうだん すま ぎょうせいきかん やまなしけんしゃかい
 本事業所では解決できない苦情や虐待等の相談は、お住いの行政機関または山梨県社会
 ふくしきょうぎかい せっち うんえいてきせいはいんかい もう た
 福祉協議会に設置された運営適正化委員会に申し立てることができます。

やまなこむらやくば けんこうか
【山中湖村役場 いきいき健康課】

しよ ざい ち 所 在 地	みなみつるぐんやまなこむらやまなか 南都留郡山中湖村山中237-1
うけ つけ じ かん 受 付 時 間	ごぜん じ ごご じ 午前9時から午後5時までです。
でん わ ばん ごう 電 話 番 号	0555-62-9976

やまなしけんしゃかいふくしきょうぎかい ふくし うんえいてきせいはいんかい
【山梨県社会福祉協議会 福祉サービス運営適正化委員会】

しよ ざい ち 所 在 地	こう ふ し き た し ん ま ち やまなしけんふくし かい 甲府市北新町1-2-12 山梨県福祉プラザ4階
うけ つけ じ かん 受 付 時 間	ごぜん じ ごご じ 午前9時から午後5時までです。
でん わ ばん ごう 電 話 番 号	055-220-3030

ぎやくたい ぼうし そ ち
14. 虐待の防止のための措置

ほんじぎょうしょ りようしゃ たい ぎやくたい そうき はっけん じんそく てきせつ たいおう は か つぎ そ ち
 本事業所では、利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置
 こう
 を講じています。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定 【虐待防止責任者】管理者 角張 洋和
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

ていきょう きろく
15. サービスの提供の記録

ほんじぎょうしょ していちいきそうだんしえん していけいかくそうだんしえん していしょうがいじそうだんしえん ていきょう さい
 本事業所では、指定地域相談支援・指定計画相談支援・指定障害児相談支援を提供した際、
 ていきょう ひ ないよう た ひつよう じこう きろく りようしゃ かくにん う
 提供日、内容その他の必要な事項を記録し、利用者の確認を受けております。
 りようしゃ していそうだんしえんじぎょうしょ りよう きぼう ばあい たりようしゃ もう で
 また、利用者がほかの指定相談支援事業所の利用を希望する場合、その他利用者からの申し出が
 ばあい そうだんしえん じっしじようきょうとう かん しよるい こうふ
 あった場合には、相談支援の実施状況等に関する書類を交付します。

していちいきそうだんしえん ていきょう りようしゃ たい けいやくしょ ほんしよめん もと
指定地域相談支援の提供にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて、
じゅうよう じこう せつめい おこな
重要な事項の説明を行いました。

じぎょうしゃ
【事業者】

しよざいち やまなしけんふ じよしだ しんにしはら ちようめ ばんち
(所在地) 山梨県富士吉田市新西原 3丁目 4番地 の 20
めい しょう ふ じほくろくしょう しゃそうだんしえん
(名称) 富士北麓障がい者相談支援センターありんこ
だいひょうしゃ かんりしゃ かくはり ひろかず
(代表者) 管理者 角張 洋和 印

せつめいしゃ
【説明者】

じぎょうしょ ふ じほくろくしょう しゃそうだんしえん
(事業所) 富士北麓障がい者相談支援センターありんこ
しよくしめい そうだんしえんせんもんいん
(職氏名) 相談支援専門員 印

わたし けいやくしょ ほんしよめん じぎょうしゃ していちいきそうだんしえん していけいかくそうだんしえん
私は、契約書および本書面により、事業者から指定地域相談支援・指定計画相談支援・
していしょうがいじそうだんしえん ていきょう じゅうよう じこう せつめい う どうい
指定障害児相談支援の提供にあたり、重要な事項の説明を受け、同意しました。

りようしゃ
【利用者】

じゅう しょ
(住所) _____
し めい
(氏名) _____ 印

りようしゃ しんたい じょうきょうとう しよめい りようしゃほんにん いし かくにん うえ
利用者は、身体 の 状 況 等により署名ができないため、利用者本人の意思を確認の上、
わたし りようしゃ か しよめい だいひつ
私が利用者に代わって、その署名を代筆しました。

だいひつしゃ
【代筆者】

じゅう しょ
(住所) _____
し めい
(氏名) _____ 印
ぞく がら
(続 柄) _____